

NEDO海外実証の制度説明

2025年10月15日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
事業統括部



NEDOは、日本のエネルギー関連産業の国内外への展開と国内外のエネルギー転換・低炭素化・脱炭素化を支援するため、2つの海外実証を実施。

エネルギー関連技術の事業化につながる技術実証を検討中の方

- 脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業（助成事業）

（略称：国際エネ実証）

国際エネ実証

低炭素技術・システムの有効性を実証し、二国間クレジット制度を活用した事業を検討中の方

- 二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業（委託事業）

（略称：JCM実証）

JCM実証



NEDOが行う海外実証の必要性



① 技術リスク

日本と大きく異なる相手国の事業環境に大きく依存するビジネスのため、技術が実際に相手国で適用可能か大きな不確実性が存在。

- ・電力・燃料供給の状況
- ・必要な原材料の調達やサプライチェーンの状況
- ・気候への依存度の高さ
- ・オペレータの熟練度や顧客の行動の違い 等

② 制度リスク

相手国政府による政策（規制及び導入促進策）が市場形成の必須条件となることが多く、自国内に実績がなく効果が未知数の技術は、効果の有無によらず措置の対象外となり市場が形成されにくい。

日本企業の海外実証に係る課題	NEDOが関わる必要性
法制度が異なる海外での技術実証では、相手国の政府機関を巻き込んだ体制が有効。また、予想外のトラブルは、民間企業だけでは交渉が難しい。	NEDOが、相手国と目的や実施内容を合意した上で、政府間のフレームワークを構築。事業に遅延やトラブルが生じた時に、相手国政府を含めた早期の対応が可能。
必要な許認可取得に時間がかかる。	必要な許認可取得に向けて最適なプロセスでの交渉が可能。
海外での技術実証は、民間企業にとって経験が少ない場合があり、リスクが高い。	これまでのNEDOの海外実証の経験を事前に事業者に共有し、助言することが可能。
実証事業終了後の成果の普及、営業活動について不安がある。	実証事業終了後に相手国政府と共同でセミナーを開催する等、普及促進の支援を提供できる。

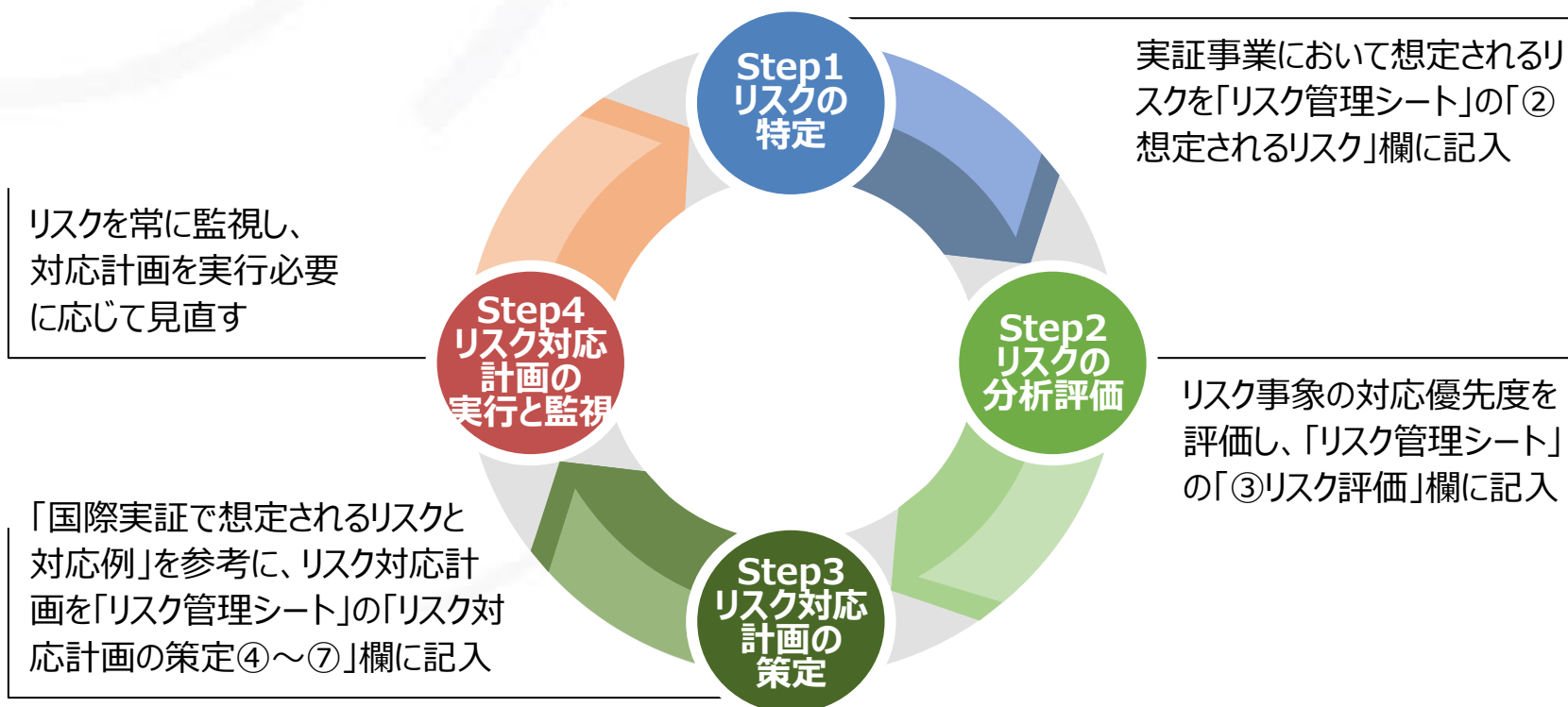


海外実証におけるリスクマネジメント



- 海外実証は、日本と異なる法律、商慣習、言語、文化の中で事業を行うため、国内の研究開発にはないリスクを多く抱える。
- NEDOはこれまでの経験を元に、事業者がこれらのリスクを適切に対処するための参考資料としてリスクマネジメントガイドラインをまとめた。
- 採択された事業者は、次頁に示す各項目について、Step1から4までをリスク管理シートに記載し、実証のリスクマネジメントに活用していただくとともに、同シートはステージゲート審査と事業化評価の審査対象資料の一つとして提出する。

参考：<https://www.nedo.go.jp/content/100972493.pdf>



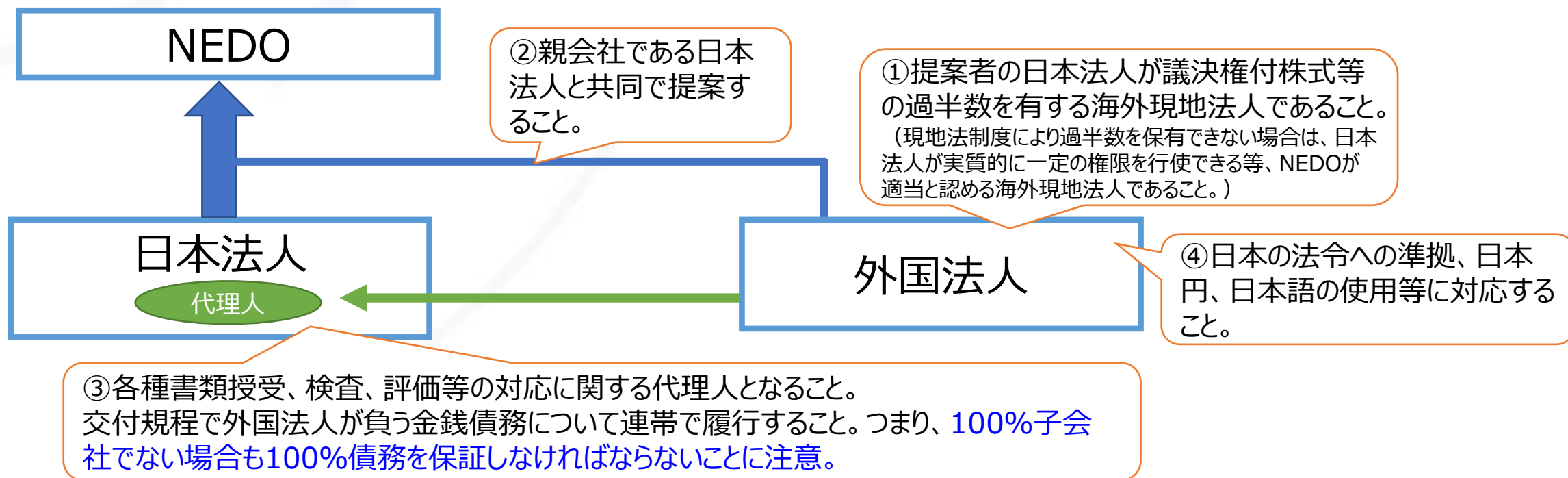


提案者の要件（外国法人）



- 日本の国費を使うため提案者は日本法人（登記法人）としているが、現地で企業化（ビジネス展開）するためには海外現地法人との連携が重要であることから、①から④の4つの要件全てを満たす場合は日本法人とその海外現地法人が共同で提案※することができる。
- 国際エネ実証においては、③④等をNEDOに対して約束するために、実証設計以降は「国際実証研究費助成金に係る確約書」の提出が必要。※共同提案者とならなくとも、外注先や再委託先（成立性調査）、委託・共同研究先（実証研究）として実施体制に組み込んで提案することは可能となる場合もございます。

【外国法人の提案要件①～④】



脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業 について

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
事業統括部 国際1課 横溝 拓也



事業の目的と実施状況

国際エネ実証



- S + 3 E（安全性、安定供給、経済性、環境適合）の実現に資する我が国の技術を海外で実証し、さらには、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証を通じて、我が国のエネルギー関連産業の普及展開、国内外のエネルギー転換・脱炭素化、我が国のエネルギーセキュリティに貢献することを目的としている。
- 国内事業と同様に基本計画と実施方針（以下URLの最下部）で目的や方法などを定めている。
https://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00175.html

水素ガスタービン（ドイツ）



HomeIoTシステム（タイ）

電動バイク運転時行動解析（タイ）

マイクロ変電所（インド）

ZEB実証（マレーシア）

実証研究中
実証設計中

5件★
12件

実施状況（2025年10月現在）



最近の主な実証事業

国際エネ実証



米州

- レドックスフロー電池(アメリカ)
- 都市間EV充電所 (アメリカ)
- 省エネビル (アメリカ)
- ハイブリッドインバーター(カナダ)
- 住宅エネマネ (アメリカ)

欧州

- 地産地消型スマートコミュニティ(ドイツ)
- ハイブリッド蓄電池システム (ドイツ)
- 直流送電システム (イタリア)
- 空調デマンドレスポンス (ポルトガル)
- コージェネレーションシステム(ウズベキスタン)
- スマートコミュニティ (スロベニア)
- スマートグリッド(ポーランド)

北東アジア

- バイオエタノール(中国)
- 省エネビル(中国)
- エネルギーマネジメントシステム (中国)

中東・アフリカ

- 省エネ型排水再生システム(サウジアラビア)
- 省エネ型海水淡水化 (サウジアラビア)
- 省エネ型海水淡水化・水再利用(南アフリカ)

インド

- 大規模太陽光発電システム
- スマートグリッド
- 製鉄所エネルギーセンター
- グリーンホスピタル
- ラストマイル向けEモビリティ

ASEAN

- 産業廃棄物発電(ベトナム)
- セルロース糖製造システム(タイ)
- EVバス運行システム(マレーシア)
- 新公共交通システム(フィリピン)
- 電動二輪車電池シェアリング (インドネシア)
- 圧縮天然ガス (CNG)車(インドネシア)

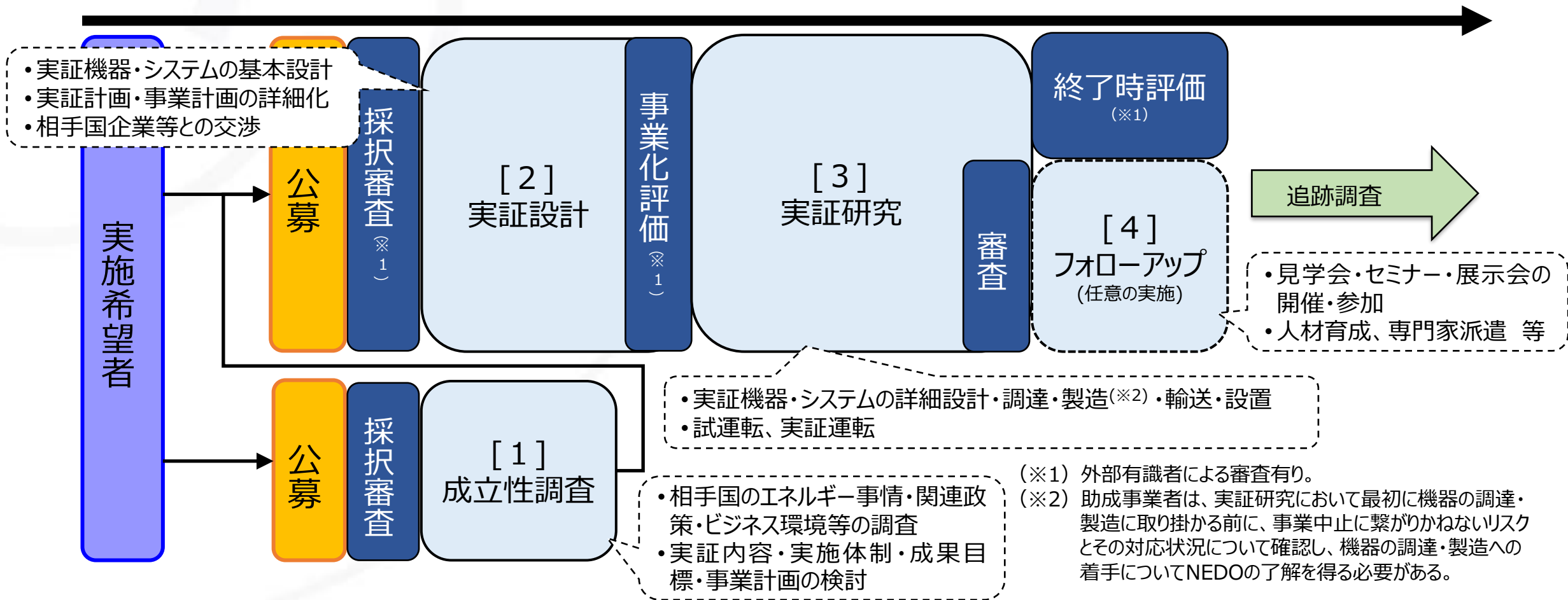


事業の構成と流れ

国際エネ実証



進捗・流れ

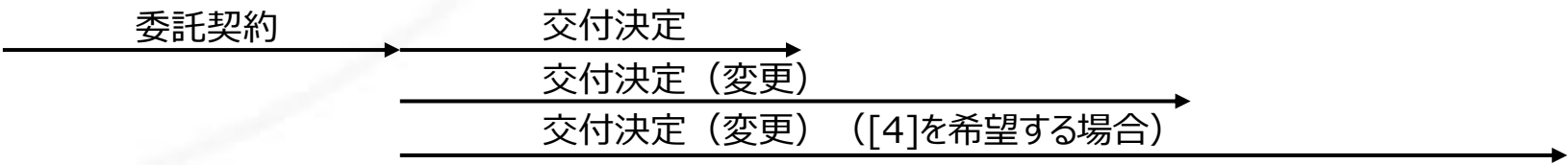




各フェーズの実施形態、予算、期間、対象費用

成立性調査は委託事業、実証設計・実証研究・フォローアップは助成事業として実施。
助成事業の予算規模は事業者負担分を含む1テーマあたりの額。

		[1]成立性調査	[2]実証設計	[3]実証研究	[4]フォローアップ ^o	
期間(原則)		1年以内	1年半以内	3年以内	1年以内	対象費用
予算規模(原則)	委託	2,000万円以内	—	—	—	労務費、その他経費、間接経費、再委託費（原則不可）
	助成	—	4,000万円以内	40億円以内	2,000万円以内	機械装置等費（[3]のみ）、労務費、その他経費、委託費・共同研究費 補助率：大企業1/2、中小・ベンチャー企業2/3





対象とする技術・実証研究の要件

国際エネ実証



- (1) 顕著な**エネルギー消費削減効果・化石燃料代替効果**が期待できる我が国の技術。
- (2) 実証研究の終了後、**国内外市場での普及が期待される技術**であること。
- (3) 提案者が過去に実施した事業と比べて、**技術又はその使用形態に十分な差異**があること（重複の排除）。
- (4) **実用化に向けた技術課題が明確**であること、又は実証を行う**国・地域特有の運用上の課題が明確**であること。
（課題がない製品・設備の導入補助事業ではないが、日本では確立された技術でも、異なる現地環境下での運用に技術的リスクがあるものは対象）。

なお、「新規性」は必須ではない。

- (5) 右の対象技術分野のいずれかに当てはまるもの。

対象技術分野

① 水素・アンモニア

水素関連技術（水素製造、水素貯蔵・輸送・供給、水素利用）、燃料電池技術、アンモニア技術（製造、利用（「サーキュラーエコノミー分野」に該当するものを除く））

② 再生可能エネルギー

再生可能エネルギー技術（太陽光発電、風力・海洋発電、地熱発電、バイオマス燃料変換・利用、再生可能エネルギー熱）、系統連系技術、再生可能エネルギーを有効に活用するシステム技術

③ サーキュラーエコノミー

次世代火力関連技術（アンモニア利用を含む）、CCU技術、CCS技術、CO₂分離/回収技術、3R技術、水関連技術

④ 半導体・情報インフラ

半導体技術、情報インフラ技術

⑤ AI・ロボット

人工知能技術、ロボット技術、量子コンピューティング技術

⑥ バイオテクノロジー・材料

バイオベース素材、生物機能活用物質生産、構造材料（自動車・航空機用途を除く）、機能性材料、希少資源削減・代替、金属3Dプリンタ造形

⑦ 自動車・蓄電池

自動車関連技術、蓄電池関連技術

⑧ 航空機・宇宙

航空機技術、宇宙関連技術

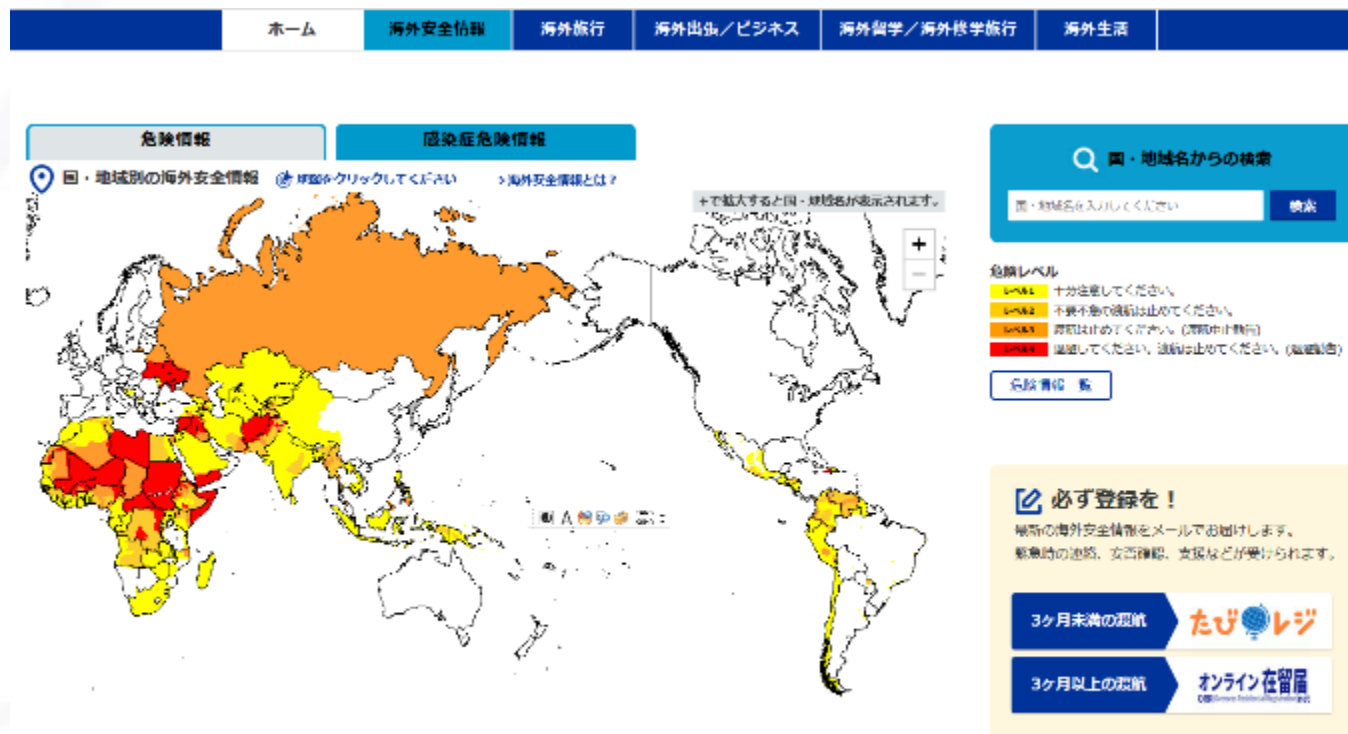
⑨ 省エネルギー

省エネルギー技術（上記分野のいずれにもあてはまらないもの。原則、大幅なエネルギー使用量削減が見込まれる技術を指し、非化石エネルギーへの置き換えを含まない。）

※いずれの技術分野においても、化石燃料の消費削減や脱炭素化に資することが必須



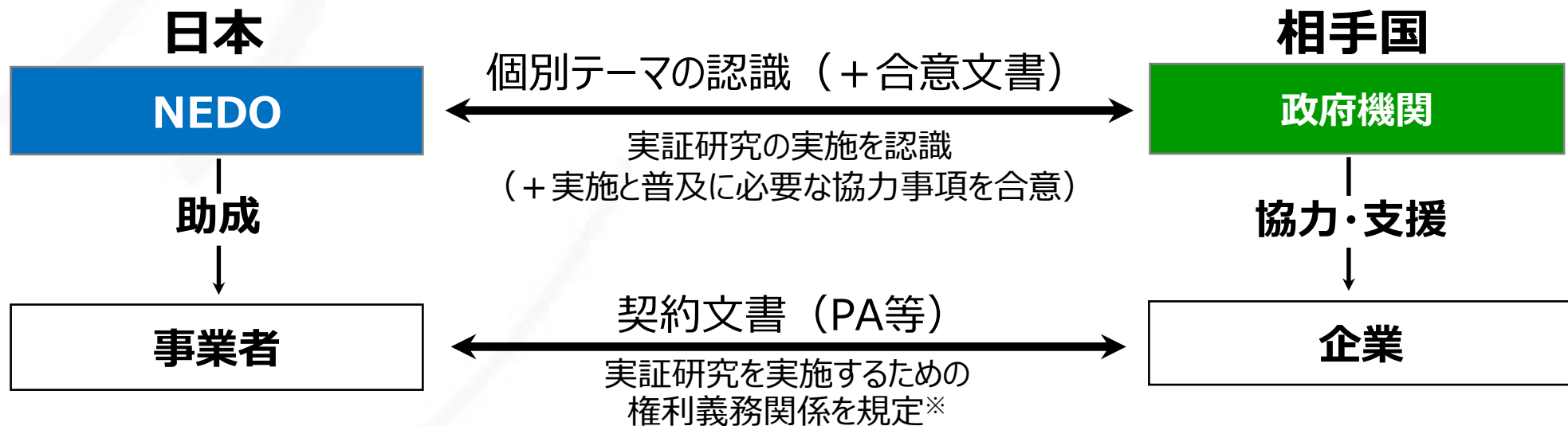
- 対象国・地域は本邦域外におけるすべての国・地域。
- ただし、外務省海外安全情報の危険情報（感染症危険情報は含まない）において、レベル2（不要不急の渡航は止めてください）以上に指定されている国・地域は除く。



海外安全情報（新着情報）



- 助成事業者と相手国企業との間で**契約文書（Project Agreement 等）**を締結することが実証研究を開始するための条件となる。締結できない場合は、たとえ事業化評価で実証研究へ進むことが決まっても、実証研究を開始することはできない。
- NEDOと相手国政府機関との間で必要に応じて**合意文書**を締結し、事業者の活動を支援することが可能。
- 助成事業者とNEDOの関係は、**国際実証研究費助成金交付規程**に基づき規定される。



- 助成事業者は、事業の具体的な方法、手段、手順（相手国企業との調整及びPAの締結、現地における税制対応及び許認可取得、実証機器の製造・輸送・設置、実証運転並びに普及活動を含む）の検討とその実施を主体的に担い、NEDOは、政府予算の適正な執行のために必要な事業の管理、実施方法に係る助言、関連事業の情報提供等を行う他、相手国政府機関に本事業について説明を行う。また、NEDOは相手国政府機関と必要に応じて合意文書を締結し、支援を行う。
- NEDOは、相手国政府機関（締結先候補又は締結先）との協議に最大限努めるが、相手国政府機関に起因する合意文書の締結時期の遅れ若しくは不成立又は合意内容の相手国政府機関による不履行若しくは不遵守について一切責任を負わない。

※必要な規定内容等は「実証設計以降の実施内容及び手続説明」参照



取得財産の処分制限

国際エネ実証



参照：課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアル の「XIII.助成事業終了後の手続き等」の「1.処分制限財産の処分」

- 1) 助成事業で取得した機械装置等（取得財産）の所有権は、助成事業者に帰属。
- 2) 補助金適正化法に基づき、助成事業者は助成期間終了後も、
 - ① **取得価格が単価50万円以上（消費税抜）の財産**について、
 - ② **耐用年数期間(※)内**に処分（助成金の交付目的に沿って使用（＝目的内使用）しなくなること）する際にはNEDOの承認が必要であり、
 - ③ 当該期間は毎年度「取得財産等の使用・管理状況報告書」をNEDOに提出する（国際実証研究費助成金交付規程15.5）。

(※) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において、耐用年数を「処分制限期間」と読み替えて適用する。助成事業者は、処分制限期間設定時の使用用途を助成先の固定資産台帳等と整合させなければならない。

(参考) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表

別表第1：「**機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表**」（建物、建物附属設備、構築物、車両及び運搬具、等）

別表第2：「**機械及び装置の耐用年数表**」（鉄鋼業用設備、電気業用設備、ガス業用設備、熱供給業用設備、通信業用設備等）

別表第3：「**無形減価償却資産の耐用年数表**」（ダム使用権、特許権、熱供給施設利用権、等）

別表第4：「**生物の耐用年数表**」（牛、馬、豚等）

別表第5：「**公害防止用減価償却資産の耐用年数表**」（構築物、機械及び装置）

別表第6：「**開発研究用減価償却資産の耐用年数表**」（建物および建物附属設備、構築物、機械及び装置、ソフトウェア等）

(例)

「建物附属設備」の「電気設備」の「蓄電池電源設備」は6年

「電気業用設備」の「内燃力又はガスタービン発電設備」は15年

「機械及び装置」の「その他のもの」は4年

必ず最新版で確認のこと。



<重要>

- 助成期間終了後であっても、取得財産の処分制限期間（＝耐用年数期間）が満了するまでの間、助成事業者は当該取得財産を助成金の交付目的（研究開発）に沿って使用する必要がある。
- 助成事業者が処分制限期間内に取得財産の処分（譲渡、交換、貸付け、担保、商用利用など）を希望する場合は、事前にNEDOの承認を得る必要がある。
- 助成金の交付目的に反した処分の場合は目的外使用として、一定の額をNEDOに返納する必要がある。

= 目的内使用

= 目的外使用

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

（財産の処分の制限）

第二十二條 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

※「各省各庁の長」は「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と読み替える。

補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html

※「大臣」は「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と読み替える。



取得財産の処分制限（目的内使用と目的外使用） 2 / 2

国際エネ実証



処分制限期間（耐用年数期間）内に想定される取得財産の使用方法（NEDO事業終了後）の例

財産の保有者（所有権）			実証を継続するために使用※1	任意の使用
助成事業者	自ら使用		目的内使用 →財産処分に当たらず返納不要。 (ただし、実証研究中に使用していなかった相手に無償貸付を行う場合は、以下の財産処分の扱いと同様とし、再処分条件※2を付した上で、納付条件を付さない。)	目的外使用 で財産処分とみなす →残存簿価相当額×助成割合※4で返納
	相手国企業に貸付	無償		目的外使用 で財産処分とみなす →残存簿価相当額×助成割合で返納
		有償		目的外使用 で財産処分とみなす →貸付額※5×助成割合で返納
	相手国企業	有償譲渡		
無償譲渡		目的外使用 で財産処分とみなす →残存簿価相当額×助成割合で返納		

※1 実証研究と同様の目的で取得財産を使用する場合で、それをNEDOが認めた場合は、その過程における収入の有無を問わず継続使用とみなす。

※2 処分制限期間中に再び財産処分を行う場合には、交付規程に基づきNEDOの承認を得ること。

※3 財産処分の納付条件とは、助成事業者が処分制限財産を処分しようとする場合に、NEDOの承認を予め得た上で、当該財産の残存簿価相当額若しくは譲渡額又は貸付額に助成割合を乗じた金額をNEDOに納付すること。なお、有償貸付け・譲渡による収入は、別途収益納付の算定対象となる。

※4 経費発生調書から次のとおり算出する。
助成割合 =
$$\frac{\{(\text{助成対象費用欄【e】の助成金額}) - (\text{助成対象費用欄【e】のIV-2学術機関等共同研究費})\} \text{の各年度累積額}}{\{(\text{当年度発生額合計欄【b】の総計B}) - (\text{当年度発生額合計欄【b】のIV-2学術機関等共同研究費})\} \text{の各年度累積額}}$$

※5 残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、合理的な理由があると認められない時は、残存簿価相当額又は鑑定評価額。



収益納付 1/2

国際エネ実証



参照：課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアル の「XIII.助成事業終了後の手続き等」の「2.企業化状況報告・収益納付」

- 助成事業者は、助成事業終了の翌年度以降 5 年間、「企業化状況報告書」をNEDOへ提出する必要がある。
- 本報告書により、助成事業者が助成事業に基づく収益があったとNEDOが認めた場合には、助成事業者は、NEDOの求めに応じ、収益の一部を納付する。ただし、助成金の確定額が上限。

1. 算出式

$$\bullet \text{収益納付額} = \text{「助成事業に係る当該年度収益額」} \times \text{「助成金寄与度」}$$

※1 「助成事業に係る当該年度収益額」= 営業利益 × (助成事業対象部分売上/売上高)

←算定に当たって根拠となる資料（助成事業に係る売上明細、損益計算書、その他算定に必要な資料）を添付。
助成事業に係る収益を含む最小単位の損益計算書から算出。

例えば、当該プロジェクト、事業部門、地域単位、等。

※2 「助成金寄与度」= (助成金確定額の1/5) / 各年度に要したコスト (注1)

(注1) (事業終了後の各年度の売上原価・販管費) × (助成事業対象部分売上/売上高) + 助成期間中の自己負担額の1/5 + 助成金確定額の1/5。

←上記(単年度生産ベース)が基本だが、累積投資ベース(助成金確定額/助成対象費用(注2))も可。

(注2) 助成期間の助成対象費用に助成期間終了後における追加投資費用を毎年度加算。追加投資費用についてはエビデンスを求める。



- **収益額が少額の場合：**助成事業に係る当該年度収益額が、収益納付期間単年度換算をした助成金確定額の1%に満たない場合は、その年度は収益納付対象外とする。
- **中小企業の特例：**助成先がNEDO助成事業における中小企業の定義に該当し、企業化状況報告書の対象年度に赤字（営業利益、経常利益、純利益のいずれかが、単体決算で赤字の場合）を計上した場合には対象年度の収益納付を免除できることとする。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

（補助金等の交付の条件）

第七条

（略）

- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

※「各省各庁の長」は「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と読み替える。

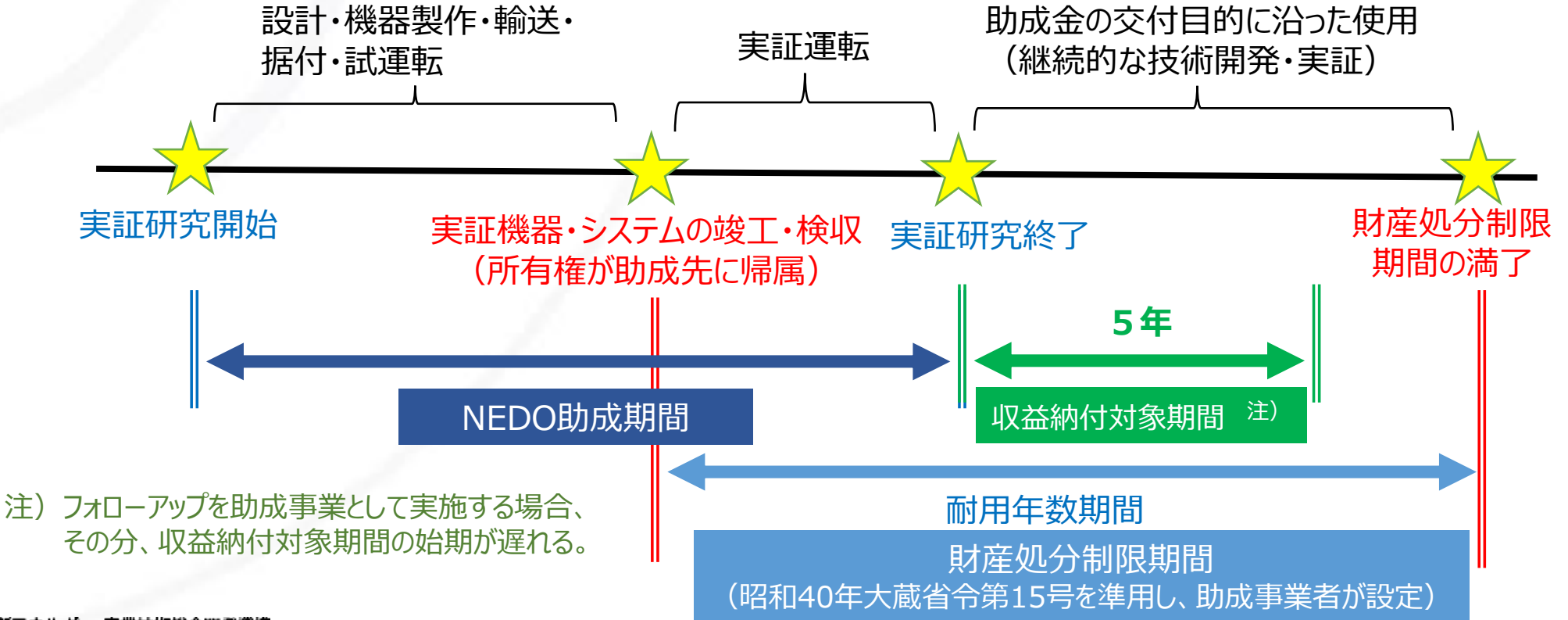


取得財産の処分制限、収益納付及び助成事業期間の関係

国際エネ実証



- 取得財産の処分制限期間（取得日から耐用年数）、収益納付対象期間（事業終了の翌年度以降5年間）及びNEDO助成期間の関係は以下のとおり。＜処分制限＞と＜収益納付＞は、原則、別ラインで動いている！例えば、収益納付対象期間に取得財産を譲渡しても、収益納付期間は5年間継続する。
- 唯一関係するのは、処分で生じた国庫返納額がある場合、その額が収益納付の上限額から減額されること。



二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業 について

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

事業統括部 国際3課 平田 真緒子



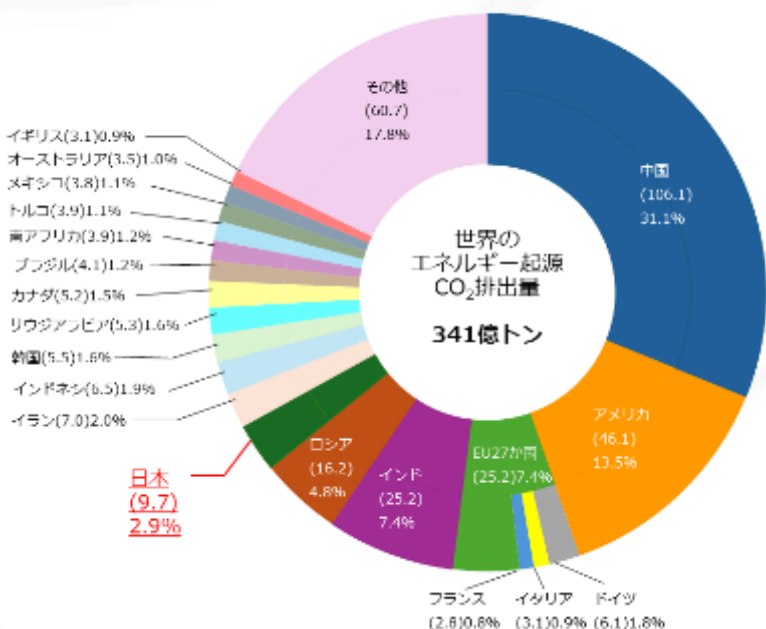
パリ協定と日本のNDC（国が決定する貢献）について

JCM実証



- 日本のエネルギー起源CO₂排出量シェアは**世界全体の2.9%（2022年時点）**。
- 大規模なGHG排出削減のためには、国内対策に加えて、**海外での取組が重要**。
- 2015年12月に採択された**パリ協定**を踏まえて日本が2025年2月に提出した「**国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）**」においては、2030 年度において 46%削減する従来の目標に加えて、「**2035 年度において 60%削減、2040 年度において 73%削減（対 2013 年度比）**」という目標を掲げている。
- また、日本のNDCでは、二国間クレジット制度（JCM）により、**官民連携で2030年度までの累積で、1 億t-CO₂程度、2040 年度までの累積で、2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保**を目標とする、としている。

世界のエネルギー起源CO₂排出量(2022年)



「日本のNDC（国が決定する貢献）」から抜粋

- グローバルサウス諸国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。このような取組を通じ、官民連携で2030年度までの累積で、1 億 t-CO₂程度、2040年度までの累積で、2 億 t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。
- 我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

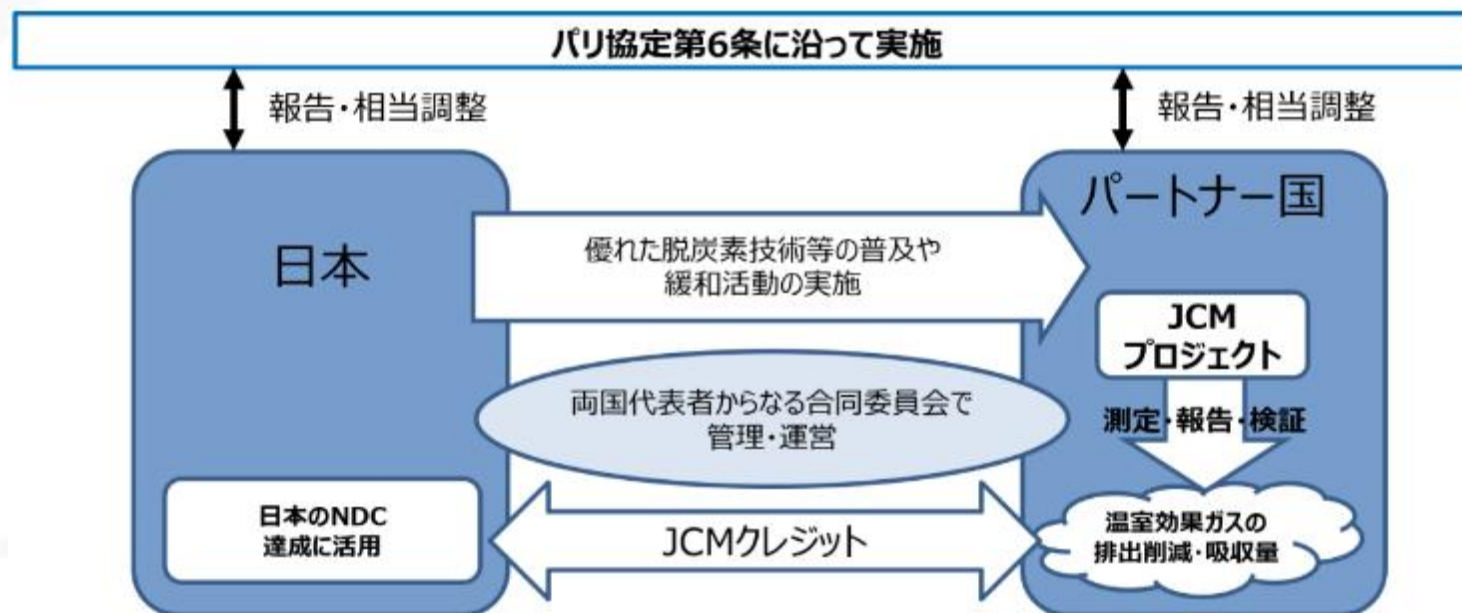
出典：環境省「日本のNDC（国が決定する貢献）」



途上国等への優れた脱炭素技術等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDC（官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標）の達成に活用する制度です。

JCMパートナー国：31カ国（2025年9月現在）

- ▶ モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン、セネガル、チュニジア、アゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、スリランカ、ウズベキスタン、パプアニューギニア、UAE、キルギス、カザフスタン、ウクライナ、タンザニア、インド





事業の目的と実施状況

JCM実証



- 我が国の優れた低炭素技術・システムの普及拡大及び地球規模での温室効果ガス削減を目的として、JCMを活用した海外実証を行います。また、当該技術・システムによる温室効果ガス排出削減・吸収量を定量化し、我が国のJCMクレジット獲得を目指すことで、我が国のNDCの達成に貢献するものとします。
- 基本計画と実施方針（以下URLの最下部）で目的や方法などを定めています。

https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP_100022.html

サウジアラビア：

- **中東地域における再エネ導入拡大のための配電系統でのエネルギー・マネジメントシステム（オリエンタルコンサルタンツグローバル）**
※2025年6月～2028年3月（予定）
フライミラ地区にハイブリッド再エネ発電システムを設置し、有効性を評価。

タイ：

- **ASEAN地域電力会社向けIoT活用による発電事業資産効率化・高度化（丸紅）** ※2019年2月～2023年2月
高度なデジタル・ソリューション（AI解析等）によるボイラー燃焼効率の最適化システムを導入し、CO2を削減。
- **ICTを活用した送電系統の最適制御（OPENVQ）による低炭素化・高度化事業（日立）** ※2019年11月～2024年3月
OPENVQ導入により、送電網の電圧設定を自動最適化することにより、送電ロスを削減しCO2排出削減。

ラオス：

- **★モジュール型省エネデータセンター（豊田通商、インターネットイニシアティブ）**
※2016年1月～2018年10月
ビル型データセンターに比べて安価かつ迅速に建設可能なモジュール型の省エネデータセンターを、高温多湿、高濃度の埃、不安定な電力供給を伴う地域に導入し、CO2を削減。

モンゴル：

- **★省エネ送電システム（日立製作所）**
※2013年8月～2019年2月
省エネ型の送電線を導入するとともに、系統解析の実施により、送電ロスを最小限にしCO2を削減。

6か国 11件採択（実証事業）

下線はJCMプロジェクトとして登録されたもの
★はJCMクレジットが発行されたもの

ベトナム：

- **★国立病院の省エネ・環境改善（三菱電機）** ※2014年1月～2017年6月
高効率のインバーターエアコンを国営病院に導入し、それらを最適に制御するエネルギー・マネジメント・システム（EMS）を用いた技術実証を実施。
- **★BEMS開発によるホテル省エネ（日比谷総合設備）** ※2014年1月～2018年2月
「エネルギー管理技術」「高効率給湯技術」「高効率照明技術」を導入することにより、ビル全体の省エネを実現し、CO2削減。
- **★漁船用特殊LED照明導入（スタンレー電気）** ※2016年9月～2018年2月
ベトナム中部地区の漁船に、スタンレー電気が独自開発した高効率・高耐久な特殊LED技術を導入し、省エネ化を実現。

インドネシア：

- **★動力プラントの運用最適化技術（アズビル）** ※2014年2月～2018年12月
石油精製プラントのボイラー、タービン等の設備の運用を連携させて最適化することにより、工場全体の省エネを実現し、CO2削減。
- **★石油精製プラントの運転制御最適化（横河電機）** ※2013年11月～2019年2月
石油精製プラントで原油を蒸留、分解する各装置の運転を最適化することにより省エネを実現し、CO2削減。
- **★携帯電話基地局へのトライブリッド技術導入（KDDI）** ※2017年4月～2019年2月
KDDIの制御技術「トライブリッドシステム」（太陽光・蓄電池／ディーゼル／系統）を携帯基地局に導入し、無電化地域等における電力安定供給・省エネ実現。



事業の構成と流れ

JCM実証



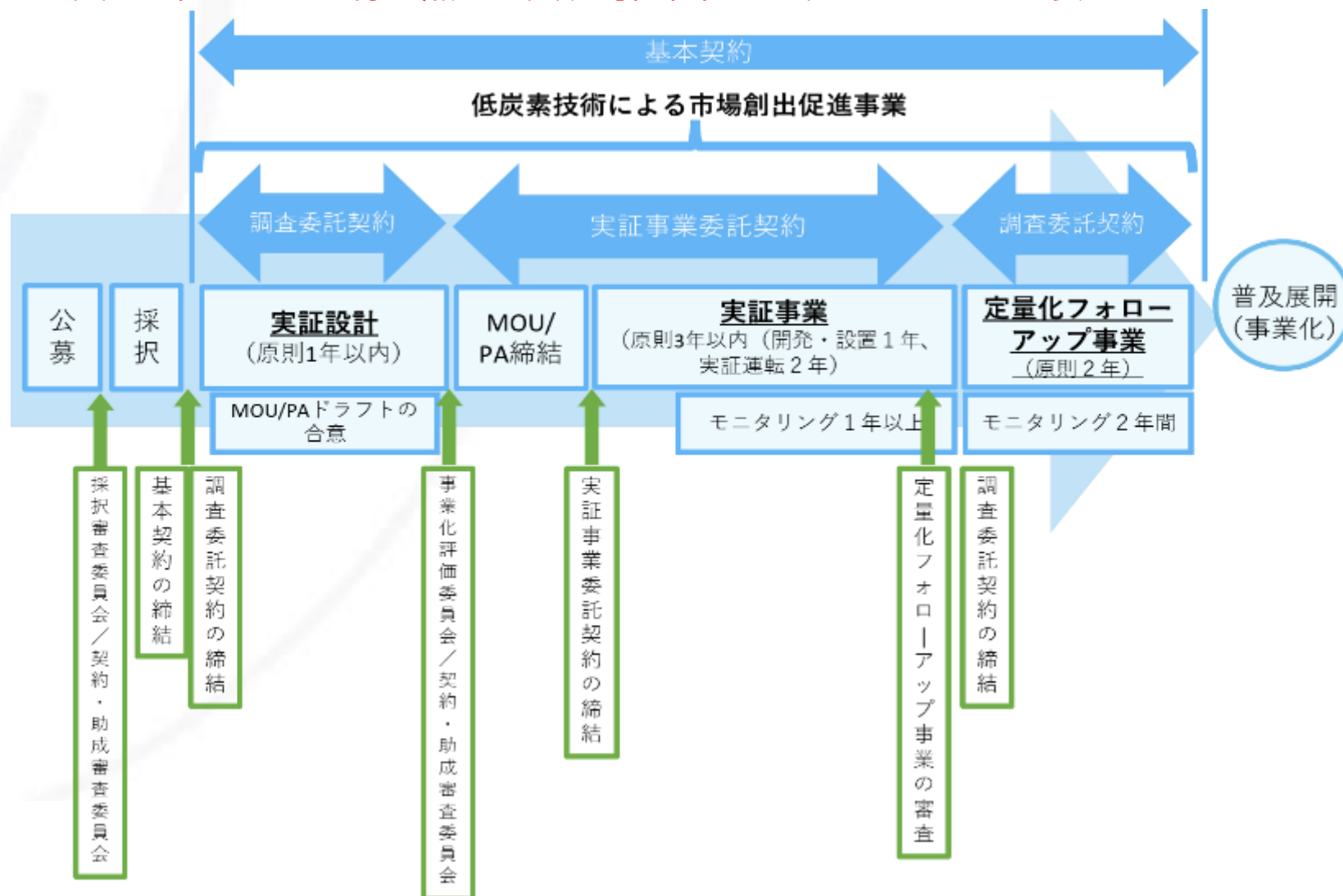
注：NEDO実証前調査への応募時点で、実現可能性調査が完了している必要があります。

経済産業省
二国間クレジット取得等の
ためのインフラ整備調査
(JCM実現可能性調査)



または

その他の事前調査
(NEDO方法論開発事業、
自社による調査、等)



●実施形態：委託事業（NEDO負担率100%）

① 実証設計（旧実証前調査）

- ✓ [概要] 実証事業を実施する上で必要となる実証計画の策定、温室効果ガスの排出削減効果及びその定量化手法（JCM方法論等）等について調査する。また、PAについて、締結先候補の相手国企業から事前の合意を取り付けるとともに、必要に応じて相手国組織に実証事業の概要を説明し、了解を得る。
- ✓ [実施期間] 原則1年以内。
- ✓ [実施規模] 原則50百万円以内／1件（税込）

② 実証事業

- ✓ [概要] 実証技術・システムの導入・実証運転を行い、温室効果ガス排出削減効果の定量化、JCMのプロジェクトサイクルの手続き実施によるJCMクレジット獲得に取り組む。
- ✓ [実施期間] 原則3年以内（開発・設置1年、実証運転2年、モニタリング1年以上）
- ✓ [実施規模] 原則1,000百万円以内／1件（税込）

③ 定量化フォローアップ事業

- ✓ [概要] 実証事業終了後、我が国の貢献により着実な温室効果ガス排出削減効果と十分なクレジット発行が見込まれる案件に対して、温室効果ガス排出削減効果の定量化とJCMのプロジェクトサイクルの手続き実施によるJCMクレジット獲得の拡大する活動を継続し、技術・システムの普及が望める案件に対してその成果の普及に係る活動を支援する。
（なお、本事業における実証設備・システムの操業費用はNEDOは負担しません）
- ✓ [実施期間] 原則2年以内
- ✓ [実施規模] 原則20百万円以内／1件（税込）



更なるJCMの実施に向けては、従来の実証事業に加え、民間資金を中心としたプロジェクト組成（民間JCM）を促進していくことが重要であることから、以下の事業を実施。

①方法論開発事業（有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査）

二国間クレジット制度（JCM）を活用した低炭素促進事業の拡大に資するため、大規模な温室効果ガスの排出削減・吸収に寄与する我が国の低炭素技術・システムのうち、「**有望かつ方法論が未整備**」のものを対象として、**JCM方法論の開発と温室効果ガス排出削減量の試算及びそれらの前提となる条件の検討**を行う。

実施期間：NEDOが指定する日から原則当年度末まで

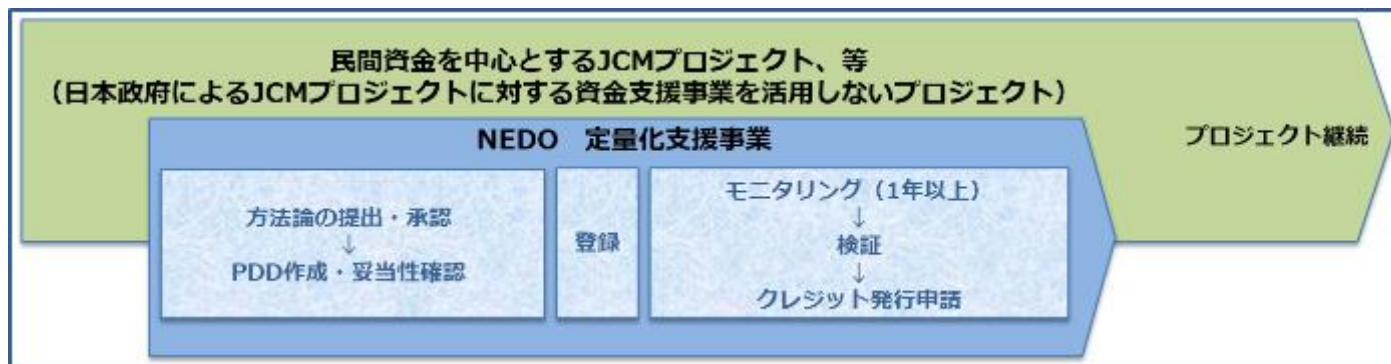
実施規模：2000万円以内/1件

②定量化支援事業（JCMクレジット化支援調査事業）

JCMパートナー国において、日本の民間企業等が実施する温室効果ガス排出削減効果が見込まれる事業を対象として、**JCM方法論を開発・適用し、対象事業の温室効果ガス排出削減量を検証**し、また、JCMのルールに則り、**JCMプロジェクト サイクル**にともなう手続きや業務を実施する。

実施期間：NEDOが指定する日から原則4年以内

実施規模：1億円以内/1件





今年度の公募情報（今年度の公募はすべて終了）

JCM実証



各公募の詳細な要件等は下記のリンクよりご確認ください

【実証設計】

- ・ 公募期間 ： 3月13日～5月8日
- ・ https://www.nedo.go.jp/koubo/AT092_100264.html

【方法論開発事業】

- ・ 公募期間 ： 3月26日～5月8日
- ・ https://www.nedo.go.jp/koubo/AT092_100265.html

【JCMクレジット化支援調査事業】

- ・ 公募期間 ： 8月8日～9月8日
- ・ https://www.nedo.go.jp/koubo/AT092_100269.html



公募スケジュール（予定）



- ① 脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業（成立性調査・実証設計）
- ② 二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業

		2025年度					2026年度								
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国際エネ実証	① 国際 エネ 実証				←→ 第1回成立性調査・実証設計 公募						←→ 第2回成立性調査・実証設計 公募				
	② JCM 実証				←→ 実証設計、方法論開発事業、クレジット化支援調査事業 公募										

※矢印の期間には、公募期間及び審査期間を含みます。個別相談は年間を通じて受け付けています。



個別のお問い合わせや応募相談については、随時受け付けています。
下記の問い合わせ先宛に、電子メールにてご連絡ください。

お問い合わせ先① : **脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業**

国際エネ実証

NEDO事業統括部 国際 1 課

公募担当 石田、川井、横溝、孫田

E-mail: kokusaijissyou@ml.nedo.go.jp

お問い合わせ先② : **二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業**

JCM実証

NEDO事業統括部 国際 3 課

公募担当 水口、塩沢、千葉、平田

E-mail: askjcm@ml.nedo.go.jp